

(議事要旨 1) テーマ提言について

(前回までに提案されたテーマ)

のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更

第 54 回企業会計基準諮問会議（2025 年 7 月 11 日開催）で提案されたテーマ「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」に関し、企業会計基準諮問会議事務局（以下「事務局」という。）からこれまでの企業会計基準諮問会議における検討の経緯、企業会計基準委員会（ASBJ）へ依頼した意見聴取の見解の整理及び追加の情報収集並びにこれまでの見解等を踏まえた分析について説明がなされ、審議が行われた。また、今後の進め方についての以下の事務局提案について審議が行われた。

- ① これまで収集してきた情報の整理に不足がないか利害関係者に確認を行う。具体的には、これまでに収集した情報の整理をウェブサイトにおいて公表し、そこに記載されていない追加的な情報がないか情報要請を行う。
- ② これまで収集してきた情報の整理に対して特に強い意見を有する利害関係者が存在する場合には、必要に応じて追加的な公聴会を開催する。

合わせて、オブザーバーの金融庁より、今後の進め方に関して丁寧かつ深度ある議論を行うためにさらに幅広く情報収集する点に金融庁として賛同する旨、及び規制改革推進会議第 11 回スタートアップ・イノベーション促進ワーキング・グループ（2026 年 3 月 10 日開催）において、複数の委員からも議論をさらに尽くす必要があるとの言及があった旨の発言があった。

これまでの意見聴取及び情報収集に基づいた事務局の分析及び今後の進め方に関する事務局からの提案について、企業会計基準諮問会議委員より主に以下の意見が聞かれた。

- 事務局の分析及び今後の進め方について、いずれも異論はない。全 8 回の公聴会を傍聴したが、のれんの非償却を導入すべきかどうかに関して会計理論上の新たな理屈は見当たらなかったものと考えている。そのため、のれん償却の継続を有力な選択肢とした事務局の分析に違和感はない。また、付随的な論点として課題対応としてあげられている償却期間や償却パターンのガイダンスの検討及びのれん償却前営業利益に関して、これらが本当に必要な手当てなのかどうか、十分に検討すべきと考えている。特にのれんの償却前営業利益の表示については、公聴会においても非償却の支持者ですらあまり意味がないという見解を示していたと認識しているため、慎重に検討する必要があると考えている。
- のれんの非償却を導入する場合には、無形資産や固定資産の減損などの関連する基準の見直しが必要となるため、基準開発に一定の期間を要する可能性があるという事務局の分析に同意する。その上で、現在、日本基準において無形資産に関する包括的な会計基

準が存在しない状況であり、これに関して会計基準として、3点重要な点があると考えている。

1点目として、のれんの会計処理の改正の議論については、無形資産の会計基準は不可欠であるという点である。例えば識別可能無形資産との区別を想定したのれんの構成要素の解釈の問題、あるいは無形資産の償却方法との整合性について、のれんと識別可能無形資産との関係を整理する必要がある。無形資産の会計基準が未整備のままで、のれん償却の可否だけを議論すると、会計基準としての理論的な整合性を維持することが困難ではないかと考えられる。

2点目は、概念フレームワークとの関係について、質的特性も重要であるが、資産の定義や認識規準との関係も重要であり、無形資産会計は資産概念と深く関係するテーマと考える。また、無形資産と重複する論点が多い繰延資産についても、ASBJは20年前に当面の取扱いという形で実務対応報告を公表しているが、その後大きな見直しが行われていない状況である。このような状況を踏まえると、概念フレームワークにおける資産概念を前提として、無形資産に関する会計基準の開発に着手することが、日本基準の長年の課題を整理することになり、会計基準の改善に繋がると考える。

最後に、日本においては、基準開発に必要とされるのれんの改正に関する理論的・実証的な研究成果がかなり蓄積されている状況であり、ASBJも公式な文書として論点整理を公表している。また、2001年以降、米国会計基準及びIFRS会計基準ではのれんが非償却である中で、日本では長い歴史の中で規則的償却を実際に運用しており、実務上も適切な監査をしてきた歴史がある点で他の国にはない歴史的な経験、経緯を有している。

以上を踏まえると、無形資産は、収益認識やリースと同レベルの重要な基準であり、さらにオリジナリティのある実務や議論もあることから、IAS第38号「無形資産」を見直すプロジェクトの動向を待つ必要もなく、日本基準の考え方を世界に発信するということが基準設定主体として重要ではないか考えている。

- 事務局の分析及び提案に賛同する。公聴会において、のれんが貸借対照表に長期間計上され続けることについて賛同する作成者はいなかったと認識している。また、IFRS会計基準と整合させるために減損モデルを導入する場合の大きな影響として、固定資産の減損テスト及び開発費を含めた無形資産の取扱いの議論が必要となるという事務局の整理についても賛同する。一方で、意見が割れているが、のれん償却前営業利益という区分を設けることは一つの案であるとも考える。公聴会の作成者の登壇者から、海外の投資家に対する説明でのれんの償却費を除いた営業利益を用いているという発言もあったため、のれん償却前営業利益の区分表示については、議論・検討する余地があると考えている。
- 仮にのれん償却を維持する場合であっても、ガイダンスの開発を行うことが選択肢としてあるならば、のれんと無形資産の線引きは実務面からも非常に重要と考える。今後検

討を進める場合、実務上、無形資産についてどのような論点があるのかも含めて調査することにより、より深い議論ができるのではないかと考える。

- 事務局の分析及び今後の進め方について基本的に賛同する。今後の進め方については、非常に影響の大きい重要なテーマということで、より慎重を期すこと、今後さらに議論を進めるという点に関して同意する。

今回のテーマで最も重要な点は、会計基準として改善が見込まれるかという点であると考え。投資家として比較可能性も非常に重要ではあるが、会計基準の開発にあたっては、会計基準としての改善が見込まれるか、特に表現の忠実性が重要ではないかと考える。表現の忠実性の観点においては、too lateの問題が非常に重要であり、この問題が貸借対照表の有用性にも関係すると考える。業績としては徐々に落ちていく中で、一時に減損損失が計上されることは、投資家にとっても too late であると考え。減損損失が計上されるまでの間は、貸借対照表上、価値のないのれんが計上されるとともに剰余金がインフレのような状態になっているため、貸借対照表の有用性の観点からも、too late 問題は避けられない課題ではないかと考えている。

また、表示に関して、のれん償却前営業利益等を区分表示するにより改善が図られる可能性があるのであれば、議論の余地はあると考える。

- 今後の進め方について事務局の提案に賛同する。特に意見を募ることについては、これまでの多くの情報を活かした上で、新たな情報に絞って意見を収集するというと理解しており、その趣旨で賛同する。また、公聴会に関しては、特に強い意見を有する利害関係者が対象として想定されているが、会計基準の改善ということが主目的であるため、不公平感がない形での公聴会の設定が必要と考える。

また、のれんの非償却を議論する前段階として、無形資産に関する会計処理の検討が必要であると考え。識別可能無形資産を適切に区分することは、非償却の会計処理を採用するうえでは、必須の要件になると考えるため、この点に関して日本基準の改善ということも含めて議論が必要と考える。

仮に償却を維持する場合であっても、開示の改善として、のれん償却前営業利益の開示は、1つの案ではないか考える。また、のれんの償却期間及び償却パターンの決定に関する課題について検討することも有用であると考え。償却期間に関しては、多くの企業が効果の及ぶ期間を決定することが非常に難しいため、投資回収期間を採用しているケースが多いのではないかとと思われるため、償却期間の決定の課題に取り組むことは難しい可能性があると考え。償却の開始時期を検討することも1つの案と考えられるが、例えば当初収入が生じない段階では、償却費を計上しないという考え方の場合、スタートアップ企業の場合、収益がいつから計上されるのかや、事業計画が当初計画通りに進捗しない場合にどうするのか等、慎重に検討しなければならない局面が発生すると考

える。したがって、償却期間の決定や開始時期に関する検討は慎重に進める必要があると考える。

- 事務局の提案に賛同する。仮に償却を維持する場合であっても、無形資産の取扱いについて検討してはどうかという具体的な提案が出ているため、この点についても意見を収集することが良いのではないかと考える。
- 今回のテーマ提案により財務報告の目的に照らして、会計基準が改善されるかどうか重要であると考え。具体的には、会計基準という1つのシステムから生み出される資本の簿価と利益が、財務報告の目的に照らしてより適合的になるかどうかということである。

従来から、財務報告の目的は、企業価値評価に資する情報を提供することとされている。このような企業価値評価の文脈の中で、バランスシート上の資本の簿価は、企業価値評価のアンカーとしての役割が期待されていると考える。企業価値評価の中で、最も確実なものが簿価であって、マーケットはその簿価の上に、企業から将来期待される不確実な利益の価値を乗せて、全体の価値を評価する。会計基準は、そのバランスシート上の簿価をより確実なものにするために、投資の原価を定期的に償却し、それでも不足する場合は、減損処理を追加していると理解している。今回、仮にのれんの非償却を導入し減損処理のみ適用した場合、その簿価は、不確かなものになるのではないかと懸念している。これも1つのコストだと考えられる。このため、国際的な比較可能性を図ることは重要であるが、そのベネフィットがこのコストを上回るかどうかを、我々は検討して判断しなければならないと考える。

- 今回の論議において、国際的な整合性はのれんの非償却の導入の十分な理由になると考える。そのため、この論点に限ればIFRS会計基準の任意適用で足りるという説明には若干、違和感がある。一方で、国際的な整合性のベネフィットに対して、障害が大きいということも十分理解できる。この点、他の委員も触れているように、無形資産の検討が1つの課題になるのであれば、国際比較の観点でもいずれは重要な論議になるため、検討に着手する段階に来ているのではないかと考える。
- 公聴会は、のれんの非償却の導入について、賛成・反対・中立といった様々な意見を持つ利害関係者を幅広く集めて丁寧に実施されたと理解している。また、公聴会が一般に公開して行われたことは、プロセスの透明性をより高めたと理解している。そのうえで、事務局から提案されている今後の進め方を支持する。事務局の分析は、公聴会を通じて得られた多岐に渡る利害関係者の主張を踏まえ、公正かつ客観的に整理されたものと理解している。また、理論面・実務面の双方から、相当程度の情報が集まっているため、利用者の立場から見ても、本テーマについて本日、一定の方向性を見出すことは必ずしも不可能ではないのではないかと考える。一方で、本テーマが、幅広い利害関係者の関心

を集めているテーマであることを踏まえると、慎重を期してプロセスを進めることは、プロセスの透明性、公平性及び利害関係者の納得感をより高めることに繋がると考える。

- 意見聴取を通じて今後の判断に資する情報が多く集められたと認識しており、透明性を持ったプロセスで進めていくという事務局の提案に賛同する。また、企業会計基準諮問会議の立場として、資料に記述されるように、経済的影響に配慮した基準開発を行うことに懸念を示すという点に同意する。会計基準設定の考え方の根幹に関係するため、慎重に判断する必要があると考える。最終的に財務報告の目的である利用者の投資意思決定に有用な情報を提供することが拠り所になるため、それを踏まえて判断するべきであるとする。
- 8回の公聴会を聞き、多様な意見が収集されたと考えている。そのうえで事務局の進め方に関する提案に賛同する。会計基準の新たな開発という観点で、概念フレームワーク等を踏まえると、のれんの非償却を導入することについて、財務情報としての改善が期待されるという大きなエビデンスはあまりなかったと理解している。

また、作成者やのれん償却を支持する意見においても、のれん償却前営業利益を開示することは説明責任を果たす上で良いという意見があったため、のれん償却前営業利益の開示は一考に値するのではないかと考える。

仮に償却を維持するとしても、のれんの効果の及ぶ期間を直接導き出すことは非常に困難であり、監査人の立場としても投資回収期間で判断するケースが多いことは事実であると理解している。これにより、経営者が期待する効果の期間より短い期間で償却することになり、経営者がM&Aに対するアカウンタビリティを思うように果たせていないという弊害があるのであれば、ガイダンスの開発は非常に重要であるとする。

審議の結果、議長より、事務局の提案及び審議で聞かれた意見を踏まえ、これまで収集してきた情報の整理に不足がないかについてパブリックコメントを求めるとともに、追加の公聴会が必要な場合にはASBJに依頼する旨の発言がなされた。また、パブリックコメントについては、企業会計基準諮問会議委員の意見を確認した上で、最終的には議長に一任いただきたい旨の発言がなされ、委員から特段の異論は聞かれなかった。

連結財務諸表における取扱い

第54回企業会計基準諮問会議（2025年7月11日開催）で提案されたテーマ「連結財務諸表における取扱い」に関し、事務局から次回以降、事務局の分析を提示する予定であることが説明された。

以上